

昭和五十二年三月三十日刊(日曜休日休刊)
第三種郵便物登録料(毎週水曜付)



大蔵省印刷局発行

省令

○農林省令第十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十二号)

第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十二年四月四日

農林大臣 鈴木 善幸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項第二号中「種内」の下に「故別、網走」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。